証券コード　9919
平成27年6月3日

株　主　各　位

兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号
株式会社　関西スーパーマーケット
代表取締役社長　福　谷　　耕　治

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**平成27年６月24日（水曜日）午前10時**（開場時刻 午前９時）
２．場　　所　**兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目１番３号**
　　伊丹市立文化会館（いたみホール）大ホール

会場が昨年と異なっております。末尾の会場ご案内略図をご参照のうえご来場ください。

３．目的事項
　報告事項
　１．第56期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第56期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎　当日ご出席される株主様へ
　お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　会場の変更により、株主懇談会を中止することといたしました。誠に恐縮ではございますが、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

受付開始時刻は、午前９時を予定しております。株主総会開始直前は受付が混雑することが予想されますので、なるべく早めのご来場をお願い申しあげます。
また、お手数ながら当日の議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
なお、当日の当社役職員および係員は軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申しあげます。株主様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎　その他本招集ご通知に関する事項

（１）招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、当社ホームページの「ＩＲ情報／株主の皆様へ／株主総会／第56期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」（http://www.kansaisuper.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
（２）本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

◎　会場の変更と株主懇談会の中止について

出席株主様の数が年々増加したことに伴い、会場を伊丹シティホテルから伊丹市立文化会館（いたみホール）に変更いたしました。このため、会場の設備の都合上、本年より株主懇談会の開催を中止することといたしました。誠に恐縮ではございますが、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年来の政府による大規模な経済政策や金融緩和により、円安、株高となり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、平成26年４月に実施された消費税率引き上げによる個人消費の冷え込みなどにより、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当小売業界におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動に加え、その後の消費者の低価格・節約志向、夏場の天候不順、業種・業態を越えた価格競争の激化、円安による原材料価格の高騰、電気料金の値上げなどが重なり、厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、原点に戻り「お客様目線の店づくり」を目指し、新たに「商品力強化」「販売力強化」「競争力強化」「基本の徹底」「教育」「コスト意識向上」の６つの取組み課題を掲げ、その地域に“なくてはならないスーパーマーケット（地域一番店）”の実現を目指してまいりました。

「商品力強化」については、当社独自のおいしくて価値ある商品『当社自慢の品』を、お客様にわかり易く提案するために「見える化」を図ってまいりました。さらに、即食・簡便ながらおいしい惣菜商品の研究のための惣菜プロジェクトチームを立ち上げ、惣菜の強化に注力してまいりました。

「販売力強化」については、テーマを明確にした『催事コンテスト』や、従業員自らが考えだした『納得の試食会』と称したお客様に喜ばれる商品の提案により、販売力強化を目指してまいりました。

「競争力強化」については、店舗毎に競合対策を講じ、従来の恒例販促をさらに強化し、カテゴリー割引・クーポン発行等の新たな販売促進施策をおこなってまいりました。

「基本の徹底」については、バックヤードのあるべき姿の「見える化」を推進し、クリンリネス、品質チェック、定位置管理等の店舗運営に関する基本作業について、再度徹底いたしました。

「教育」については、品質・鮮度の重要性、適正発注についての技術やその他職位毎に求められる知識を恒常的に教育することにより従業員個々の能力向上を図っております。

「コスト意識向上」については、経費検討委員会を設置し、高騰するエネルギー費用、建築費、消耗品費、その他管理費のコスト削減に取組みました。

このような取組みに努めましたが、当連結会計年度の業績につきましては、前述の厳しい経営環境の中、営業収益は1,189億23百万円（前期比2.6％減）、営業損失は１億54百万円（前期は営業利益18億８百万円）、経常利益は２億53百万円（前期比89.5％減）となり、収益性が低下した店舗と、本社社屋および現本社１階の中央店の建替えに対し、合計11億55百万円の減損損失を計上したことから、当期純損失は９億55百万円（前期は当期純利益14億53百万円）となりました。

当社グループの各社の状況は、次のとおりであります。

（当社）

株式会社関西スーパーマーケットにおける店舗の新設については、平成26年４月に「高石駅前店」（大阪府高石市）、８月に老朽化した小型店舗の「緑ヶ丘店」（兵庫県伊丹市）をスクラップし、その後継店として、近隣に「久代店」（兵庫県川西市）を開店いたしました。さらに、既存店強化策として、平成26年５月に「瑞光店」（大阪市東淀川区）、６月に「豊中南店」（大阪府豊中市）、７月に「永和店」（大阪府東大阪市）の売場改装をおこないました。

当連結会計年度における当社の部門別売上高は、次のとおりであります。

当社の部門別売上高

区分		金額（百万円）	前期比増減(%)
食品	生鮮食品	53,543	△0.9
	一般食品	52,906	△4.3
非食品		6,563	△2.7
その他		63	3.7
売上高計		113,076	△2.7
営業収入		2,031	△6.1
営業収益		115,108	△2.7

（注）1. 「生鮮食品」には惣菜を含めております。
2. 「その他」はコピーサービスおよび宅配便等の手数料収入であります。
3. 「営業収入」は不動産賃貸収入であります。

（子会社・関連会社）

子会社である株式会社関西スーパー物流におきましては、各お取引先様から各店舗に納品される商品を温度管理帯別に集約し、３センターを拠点として一括納品による合理化のための多彩な先端システムを導入するとともに、近隣店舗の商品混載による配送業務の効率化および安全管理業務を請負う店舗のサービス強化に継続して取り組みました。

株式会社スーパーナショナル（本社、大阪市大正区）については、前連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は21億13百万円で、その主な設備は次のとおりであります。

スーパーマーケット	高石駅前店（大阪府高石市）	新設
	久代店（兵庫県川西市）	新設
	瑞光店（大阪市東淀川区）	改装
	豊中南店（大阪府豊中市）	改装
	永和店（大阪府東大阪市）	改装

当連結会計年度中は、増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、設備投資資金につきましては、自己資金および借入金にて賄っております。

(3) 対処すべき課題

次期におきましては、国内景気の回復が期待されますが、昨年の消費税率引き上げ後の個人消費の回復の鈍さ、電気料金の再値上げ、円安による原材料高騰や、業種・業態を越えた企業間の価格競争が、企業収益を悪化させる可能性があり、依然厳しい経営環境が続くものと予測されます。

このような状況のもと、当社グループは、長期ビジョンとして、「チャレンジ100！」をキャッチフレーズに、2020年以降早期に、「店舗数100店舗・年商2,000億円達成」を掲げ、その地域に“なくてはならないスーパーマーケット(地域一番店)”の多店舗化を推進しております。この長期ビジョン達成のため、平成28年３月期を初年度とする３ヵ年中期経営戦略として「営業方針」「教育方針」「経営管理方針」「成長戦略」「新規事業戦略」の、３つの方針と２つの戦略を策定いたしました。

①営業方針 『お客様目線の店づくりの実現』

「お客様目線の品質」「お客様目線の価格」「お客様目線の買物環境(接客)」を重点施策として、食を通じてお客様の健全で健康な生活に貢献するため、環境保全活動や食育活動などの社会貢献活動に積極的に参画するとともに、『当社自慢の品』の開発・育成をはじめとし、商品一品ごとの味、鮮度、品質、見栄え、容量、価格、豊富な品揃え、提供方法等の強化に徹底して取組むことにより、「関西スーパーがあるからここに住みたい」「関西スーパーがあって本当に良かった」と思っていただける、その地域に“なくてはならないスーパーマーケット(地域一番店)”を目指してまいります。

②教育方針 『人材力アップによる営業力アップ』

「見える化システムの活用推進」「教育システムの再構築」「教育機関の構築」を重点施策として、全従業員で、「お客様目線の店づくり」が達成できるよう取組んでまいります。同時に時代の変遷とともに、ダイバーシティ・マネジメントの研究もおこなってまいります。

③経営管理方針 『業務の効率化を図る』

「目標利益とコストコントロール」「ＩＣＴ強化」「柔軟な組織再編成」を重点施策として目標数値を達成するため、ＩＣＴ強化を図り、効率的な数値分析による経営を目指してまいります。また、各種法制度改正や環境にすばやく対応するため、変化に対応可能な組織づくりをおこなってまいります。

④成長戦略 『出店・改装方針』

「出店」「改装」「営業時間」「スクラップ＆ビルド」を重点施策として、「お客様目線の店づくり」の実現のため、店舗を様々な角度から研究してまいります。

⑤新規事業戦略 『次世代ビジネスモデルの構築』

「ネットスーパーのビジネスモデルの構築」「新規事業による新たな収益基盤の開発」を重点施策として、ネット事業のビジネスモデル構築による早期黒字化を達成し、ドミナントエリアの形成と拡大を図ります。また、惣菜工場、ベーカリーなどの研究をおこない、新たな収益基盤の開発に努めてまいります。

店舗については、既存店強化策として惣菜部門強化などを主な目的とし、小改装を含め17店舗の改装を予定いたしております。また、本社社屋、および現本社１階の中央店の建替えを、耐震性の強化やセキュリティの向上等を勘案し決定いたしました。

株主の皆様におかれましては、引き続きなお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	第53期 (平成24年３月期)	第54期 (平成25年３月期)	第55期 (平成26年３月期)	第56期 当連結会計年度 (平成27年３月期)
営業収益（百万円）	118,927	118,336	122,154	118,923
営業利益又は営業損失(△)（百万円）	2,073	1,653	1,808	△154
経常利益（百万円）	2,443	1,945	2,421	253
当期純利益又は当期純損失(△)（百万円）	1,111	952	1,453	△955
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	39.30	33.68	51.42	△33.83
総資産（百万円）	55,941	54,053	55,426	51,260
純資産（百万円）	26,003	26,697	28,002	26,756
１株当たり純資産額(円)	919.44	944.02	991.38	947.24

（注）「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除）に基づき算出しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、食料品主体のスーパーマーケットチェーンを展開しており、これに附帯する業務として店舗賃貸業、商品の配送業および店舗の安全管理業等をおこなっております。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社関西スーパー物流	415,000	100.0	貨物運送取扱業

(7) 主要な事業所および店舗の状況

① 当社

本社　　兵庫県伊丹市中央５丁目３番38号

店舗等

地　　域		当社スーパーマーケット店舗	当社ショッピングデパート他
大阪府	大　阪　市	住之江店、長居店、福島店、ベルタ店、内代店、大和田店、南堀江店、古市店、南江口店、蒲生店、市岡店、瑞光店、今福店、善源寺店、ベルファ都島店	－
	東大阪市	日下店、永和店、瓢箪山店	－
	交　野　市	河内磐船店、倉治店	－
	高　槻　市	高槻店、西冠店、宮田店	－
	吹　田　市	佐井寺店、江坂店	－
	堺　　市	萬崎菱木店、しんかな店	－
	上記以外	三島丘店、小野原店、豊中南店、金剛店、旭ヶ丘店、西郷店、河内長野店、牧野店、京阪大和田店、高石駅前店	－
兵庫県	伊　丹　市	中央店、鴻池店、桜台店、駅前店、稲野店、アリオ店、荒牧店	伊丹ショッピングデパート 伊丹ショッピングセンター
	神　戸　市	兵庫店、青木店、レ･アール店、大開店、琵琶店、八多店、セルバ店、名谷店、ＨＡＴ神戸店、舞多聞店	－
	尼　崎　市	下坂部店、フェスタ立花店、出屋敷店	－
	西　宮　市	広田店、苦楽園店、鳴尾店、浜松原店、大社店	－
	川　西　市	川西店、久代店	－
奈良県	奈　良　市	奈良三条店	－
合　　計		65	2

② 株式会社関西スーパー物流

本社		兵庫県伊丹市中央５丁目３番38号
配送センター	尼崎センター	兵庫県尼崎市末広町２丁目10番１号
	天保山センター	大阪市港区福崎３丁目１番22号
	北伊丹フローズンセンター	兵庫県伊丹市北伊丹８丁目204番地

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,148名	17名減

（注） 上記従業員以外にパートタイマー他3,120名（８時間換算）が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,144名	17名減	39.4才	17.4年

（注） 上記従業員以外にパートタイマー他3,044名（８時間換算）が在籍しております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,150百万円
株式会社みずほ銀行	2,150
株式会社新生銀行	750
株式会社日本政策投資銀行	650
三井住友信託銀行株式会社	600
農林中央金庫	600
株式会社三井住友銀行	500
株式会社みなと銀行	350
株式会社池田泉州銀行	300
株式会社京都銀行	100
株式会社南都銀行	100

２．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　50,000,000株
② 発行済株式の総数　28,740,954株
③ 株主数　7,272名（前期末比1,015名増加）
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
関西スーパーマーケット取引先持株会	2,853千株	10.08%
伊藤忠食品株式会社	1,421	5.02
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,139	4.02
株式会社みずほ銀行	1,139	4.02
ユージー株式会社	1,125	3.97
国分株式会社	1,021	3.61
株式会社かね清	880	3.11
関西スーパーマーケット従業員持株会	861	3.04
岩田健	769	2.71
加藤産業株式会社	700	2.47

（注）　持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式461,394株を除く）の総数に対する割合であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福　谷　耕　治	営業本部長 株式会社関西スーパー物流 代表取締役社長
専務取締役	玉　村　隆　司	業務改革室長
常務取締役	北　野　裕　昭	経営企画本部長
常務取締役	生　橋　正　明	総務本部長
取締役	柄　谷　康　夫	開発本部長
取締役	漣　　照　久	財経本部長
取締役	青　木　　保	経営企画グループマネジャー
取締役	静　川　俊　夫	渉外グループマネジャー
取締役	大　崎　　操	財経グループマネジャー
常勤監査役	谷　村　　徹	
監査役	岩　田　　健	
監査役	森　　薫　生	高麗橋中央法律事務所 所長・弁護士 サノヤスホールディングス株式会社 社外監査役 サノヤス造船株式会社 社外監査役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役
監査役	尾　崎　譲　治	
監査役	別　府　守　三	

（注）１．代表取締役社長の井上 保氏は、平成26年11月２日に逝去いたしました。なお、同氏は株式会社関西スーパー物流 代表取締役社長を兼職いたしておりました。

２．監査役森 薫生氏、尾崎譲治氏および別府守三氏は、社外監査役であります。なお、監査役尾崎譲治氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	10名	196,987千円
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	29,803 (11,880)
合計	15	226,790

（注）１．社外取締役は該当ありません。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．上記には、死亡により退任した取締役１名を含んでおります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役森 薫生氏は、高麗橋中央法律事務所の所長であり、また弁護士であります。当社は、同事務所と特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役森 薫生氏は、サノヤスホールディングス株式会社、サノヤス造船株式会社および岩井コスモ証券株式会社の社外監査役であります。当社は、いずれの会社とも特別な関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況
(1)監査役森 薫生氏は、当事業年度中において取締役会17回すべてに出席、監査役会15回すべてに出席し、適切な発言を行っております。
(2)監査役尾崎譲治氏は、当事業年度中において取締役会17回すべてに出席、監査役会15回すべてに出席し、適切な発言を行っております。
(3)監査役別府守三氏は、当事業年度中において取締役会17回すべてに出席、監査役会15回すべてに出席し、適切な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、定款規定の範囲内である480万円または法令の定める額のいずれか高い額としております。

⑥ 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、かねてより社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、平成27年４月30日付の取締役会決議により、第56期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（注）平成26年10月１日付で太陽ＡＳＧ有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の監査業務に係る報酬等の額
25,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
25,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任または不再任の決定を行います。

６．株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．法令遵守の社内風土を醸成し、役員相互間および業務執行ラインにおける適合性チェックを行う。

イ．内部監査体制を充実し、適合性のチェック機能を高めて行く。

ウ．役職員が法令違反の疑義がある行為を発見した場合、内部通報制度によりコンプライアンス委員会で審議し、取締役会および監査役会に報告する。
エ．財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を推進する。
オ．反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備、および企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
ア．取締役の職務執行に係る各種議事録や決裁書類など重要な記録について、文書管理規程他、社内規程に則り作成保存する。
イ．常時、取締役または監査役からの閲覧要請に応じる体制とする。
ウ．総務部門担当取締役は重要情報の記録が規程に基づき管理される体制作りを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア．リスク管理担当役員およびリスク管理委員会を置き、企業リスクについての社内管理体制の統轄・推進を行う。
イ．非常時の緊急体制については、リスク管理担当役員のもと横断的な損害抑制対応を機動的に行う。
ウ．内部監査部門はリスク管理状況の監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア．取締役の職務執行の責任権限を明確にし、業務執行ライン（命令・報告系統）が適切に機能する組織作りとその見直しを機動的に行う。
イ．中期経営計画に基づく年度計画による業績数値目標について、月次管理システムによって達成状況を報告する。
ウ．経営会議により達成状況の評価・対策を審議し、取締役会へ報告する。
エ．業務の合理化、電子化、迅速化のため、プロジェクトチームを組成し、効率的な業務運営の達成を目指す。

⑤　株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．子会社の経営方針および業務運営に当社が深くかかわることで企業集団一体となる体制を維持する。

イ．コンプライアンス委員会、内部通報制度は子会社を含めた横断的な運用を行う。

ウ．当社の監査部門は当社および子会社の内部監査を実施する。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人

社内監査役２名体制であり、また、必要に応じ内部監査部門との連携を行うことで、当面は専任の使用人を置かない。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役会および経営会議ならびに常務会に監査役が出席し、重要な業務執行に関する報告を受ける。

イ．内部監査部門から内部監査の実施状況報告を受ける。

ウ．取締役および使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき、速やかに監査役に報告する。

エ．コンプライアンス委員会から通報状況およびその内容の報告を受ける。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．内部監査部門との連携で監査を行う。

イ．代表取締役との面接および業務執行取締役への事前質問書により業務執行の状況ポイントを把握する。

ウ．会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図って行く。

７．株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**10,725,917**	**流動負債**	**14,908,182**
現金及び預金	3,781,917	買掛金	7,162,791
売掛金	1,125,090	短期借入金	1,100,000
有価証券	49,939	１年内返済予定の長期借入金	1,752,000
商品	2,795,980	リース債務	243,697
貯蔵品	37,350	未払法人税等	173,322
繰延税金資産	607,844	賞与引当金	801,783
その他	2,327,793	その他	3,674,587
固定資産	**40,534,092**	**固定負債**	**9,595,227**
有形固定資産	**27,548,478**	長期借入金	5,398,000
建物及び構築物	7,387,370	リース債務	777,486
機械装置及び運搬具	86,839	退職給付に係る負債	782,644
土地	18,797,300	長期預り保証金	2,394,236
リース資産	720,807	資産除去債務	160,373
建設仮勘定	13,384	その他	82,487
その他	542,775	**負債合計**	**24,503,410**
無形固定資産	**248,472**	（純資産の部）	
投資その他の資産	**12,737,141**	**株主資本**	**25,829,304**
投資有価証券	3,632,711	資本金	7,277,333
長期貸付金	235,000	資本剰余金	8,321,237
差入保証金	6,444,634	利益剰余金	10,536,596
退職給付に係る資産	1,325,787	自己株式	△305,864
繰延税金資産	82,618	**その他の包括利益累計額**	**927,295**
その他	1,016,388	その他有価証券評価差額金	351,579
		退職給付に係る調整累計額	575,716
		純資産合計	**26,756,599**
資産合計	**51,260,010**	**負債純資産合計**	**51,260,010**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
［ 営業収益 ］		［118,923,413］
売上高		**116,859,326**
売上原価		**89,403,135**
売上総利益		**27,456,191**
営業収入		**2,064,086**
営業総利益		**29,520,277**
販売費及び一般管理費		**29,674,649**
営業損失		**154,372**
営業外収益		
受取利息及び配当金	63,530	
持分法による投資利益	82,857	
その他	394,492	540,881
営業外費用		
支払利息	95,139	
その他	37,886	133,026
経常利益		**253,482**
特別利益		
固定資産売却益	61,740	61,740
特別損失		
固定資産除売却損	6,981	
投資有価証券売却損	51,851	
減損損失	1,155,657	1,214,490
税金等調整前当期純損失		**899,267**
法人税、住民税及び事業税	300,783	
法人税等調整額	△244,440	56,343
少数株主損益調整前当期純損失		**955,610**
当期純損失		**955,610**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,277,333	8,321,237	12,274,129	△306,754	27,565,946
会計方針の変更による累積的影響額			△329,445		△329,445
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,277,333	8,321,237	11,944,683	△306,754	27,236,500
当期変動額					
剰余金の配当			△452,475		△452,475
当期純損失			△955,610		△955,610
自己株式の取得				△176	△176
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				1,067	1,067
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△1,408,086	890	△1,407,196
当期末残高	7,277,333	8,321,237	10,536,596	△305,864	25,829,304

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	172,841	263,218	436,060	28,002,006
会計方針の変更による累積的影響額				△329,445
会計方針の変更を反映した当期首残高	172,841	263,218	436,060	27,672,560
当期変動額				
剰余金の配当				△452,475
当期純損失				△955,610
自己株式の取得				△176
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				1,067
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	178,737	312,497	491,235	491,235
当期変動額合計	178,737	312,497	491,235	△915,960
当期末残高	351,579	575,716	927,295	26,756,599

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**10,068,148**	**流動負債**	**14,949,697**
現金及び預金	3,485,167	買掛金	7,148,171
売掛金	796,515	短期借入金	1,100,000
有価証券	49,939	１年内返済予定の長期借入金	1,752,000
商品	2,771,848	１年内返済予定の関係会社長期借入金	600,000
貯蔵品	36,975	リース債務	243,697
前払費用	537,612	未払金	1,149,542
繰延税金資産	600,305	未払法人税等	79,637
その他	1,789,783	未払費用	892,265
固定資産	**39,487,323**	預り金	607,341
有形固定資産	**27,531,177**	前受収益	72,213
建物	7,215,856	賞与引当金	800,944
構築物	169,162	その他	503,884
機械及び装置	86,839	**固定負債**	**10,790,904**
工具、器具及び備品	527,825	長期借入金	5,398,000
土地	18,797,300	関係会社長期借入金	1,200,000
リース資産	720,807	リース債務	777,486
建設仮勘定	13,384	退職給付引当金	793,321
無形固定資産	**248,364**	その他	2,622,096
ソフトウエア	205,814	**負債合計**	**25,740,602**
その他	42,549	（純資産の部）	
投資その他の資産	**11,707,781**	**株主資本**	**23,482,179**
投資有価証券	2,301,910	**資本金**	**7,277,333**
関係会社株式	875,043	**資本剰余金**	**8,321,237**
差入保証金	6,443,634	資本準備金	8,304,341
繰延税金資産	353,637	その他資本剰余金	16,896
その他	1,733,556	**利益剰余金**	**8,165,318**
資産合計	**49,555,472**	利益準備金	584,878
		その他利益剰余金	7,580,440
		別途積立金	8,800,000
		繰越利益剰余金	△1,219,559
		自己株式	**△281,711**
		評価・換算差額等	**332,690**
		その他有価証券評価差額金	332,690
		純資産合計	**23,814,869**
		負債純資産合計	**49,555,472**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
［　営業収益　］		［115,108,336］
売　上　高		**113,076,822**
売　上　原　価		**86,181,085**
売　上　総　利　益		**26,895,737**
営　業　収　入		**2,031,513**
営　業　総　利　益		**28,927,251**
販売費及び一般管理費		**29,597,163**
営　業　損　失		**669,912**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	461,242	
その他	403,356	864,602
営　業　外　費　用		
支払利息	105,671	
その他	37,795	143,467
経　常　利　益		**51,223**
特　別　利　益		
固定資産売却益	61,740	61,740
特　別　損　失		
固定資産除売却損	6,981	
減損損失	1,155,657	1,162,638
税引前当期純損失		**1,049,675**
法人税、住民税及び事業税	118,846	
法人税等調整額	△247,948	△129,102
当　期　純　損　失		**920,572**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						中間配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,277,333	8,304,341	16,896	8,321,237	584,878	－	8,100,000	1,182,914	9,867,792
会計方針の変更による累積的影響額								△329,425	△329,425
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,277,333	8,304,341	16,896	8,321,237	584,878	－	8,100,000	853,489	9,538,367
当期変動額									
中間配当積立金の積立						229,927		△229,927	－
中間配当積立金の取崩						△229,927		229,927	－
別途積立金の積立							700,000	△700,000	－
剰余金の配当								△452,475	△452,475
当期純損失								△920,572	△920,572
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	700,000	△2,073,048	△1,373,048
当期末残高	7,277,333	8,304,341	16,896	8,321,237	584,878	－	8,800,000	△1,219,559	8,165,318

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△281,534	25,184,829	166,446	166,446	25,351,276
会計方針の変更による累積的影響額		△329,425			△329,425
会計方針の変更を反映した当期首残高	△281,534	24,855,404	166,446	166,446	25,021,850
当期変動額					
中間配当積立金の積立		－			－
中間配当積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△452,475			△452,475
当期純損失		△920,572			△920,572
自己株式の取得	△176	△176			△176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			166,244	166,244	166,244
当期変動額合計	△176	△1,373,225	166,244	166,244	△1,206,981
当期末残高	△281,711	23,482,179	332,690	332,690	23,814,869

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社関西スーパーマーケット
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏木　忠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　哲雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社関西スーパーマーケットの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西スーパーマーケット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社関西スーパーマーケット
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏木　　忠	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田　哲雄	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社関西スーパーマーケットの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

株式会社関西スーパーマーケット監査役会

常勤監査役	谷村　徹	㊞
監査役	岩田　健	㊞
社外監査役	森　薫生	㊞
社外監査役	尾崎　譲治	㊞
社外監査役	別府　守三	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、事業基盤の充実のため、内部留保を図りながら、長期的に安定した配当を継続実施することを基本方針としております。

当期は、業績が不芳な結果に終わりましたが、安定配当を実施するため、以下のとおり、別途積立金を取崩しのうえ配当を実施いたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金８円

配当総額 226,236,480円

これにより、中間配当金（１株につき８円）を含めた年間配当金は、１株につき16円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目とその額

中間配当積立金	229,927,632円
繰越利益剰余金	1,700,000,000円

②　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	229,927,632円
別途積立金	1,700,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、会社の機関についての規定の変更、取締役および取締役会に係る規定の変更、取締役との責任限定契約についての規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、ならびに条数の見直しおよび字句等の変更を内容とした定款一部変更を行うものであります。なお、第20条（取締役との責任限定契約）の新設については、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が生ずるものといたします。

（下線は変更箇所を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第３条　　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、および会計監査人を置く。	（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第５条～第15条　　（条文省略）	第５条～第15条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役
（取締役の員数） 第16条　当会社の取締役は15名以内とする。	（取締役の員数） 第16条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第17条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第17条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．　（条文省略） ３．　（条文省略）	２．　（現行どおり） ３．　（現行どおり）
（取締役の任期） 第18条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第18条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第19条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行する。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
３．取締役会の決議により取締役の内から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。	（削　除）
（新　設）	（取締役の報酬等） 第19条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
（新　設）	（取締役との責任限定契約） 第20条　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
（新　設）	第５章　取締役会 （代表取締役および役付取締役）
（新　設）	第21条　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ２．取締役会は、その決議により、取締役の中から役付取締役として取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集） 第20条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。	（取締役会の招集） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第21条　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第23条　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
（新　設）	（取締役への委任） 第24条　取締役会は、その決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規則） 第22条　（条文省略）	（取締役会規則） 第25条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	（削　除）
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役の員数） 第24条　当会社の監査役は５名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第25条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	（削　除）
（監査役の任期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任者の残存期間とする。	（削　除）
（常勤監査役） 第27条　監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の招集） 第28条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開催することができる。	（削　除）
（監査役会規則） 第29条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。	（削　除）
（報酬等） 第30条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	（削　除）
（社外監査役との責任限定契約） 第31条　当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	第６章　監査等委員会 （常勤監査等委員）
（新　設）	第26条　監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集） 第27条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会規則） 第28条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
第６章　計算	第７章　計算
第32条～第35条　（条文省略）	第29条～第32条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

当社は、第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、現任の取締役９名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いするものであります。本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふくたにこうじ 福谷耕治 （昭和31年12月25日生）	昭和54年３月　当社入社 平成18年10月　当社財経グループマネジャー 平成20年６月　当社取締役 平成20年10月　当社総務グループマネジャー 平成22年10月　当社総務本部長 平成23年10月　当社店舗運営本部長 平成25年６月　当社常務取締役 当社営業本部長（現任） 平成26年10月　当社代表取締役社長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社関西スーパー物流代表取締役社長	20,500株
2	たまむらたかし 玉村隆司 （昭和26年９月９日生）	昭和49年３月　当社入社 平成８年２月　当社店舗企画部長 平成14年５月　当社総務グループマネジャー 平成14年６月　当社取締役 平成16年４月　当社総務本部長 平成16年６月　当社常務取締役 平成19年６月　当社専務取締役（現任） 平成22年10月　当社業務改革室長（現任）	33,400株
3	いくはしまさあき 生橋正明 （昭和29年３月31日生）	昭和52年３月　当社入社 平成14年５月　当社経営企画グループマネジャー 平成16年４月　当社店舗運営副本部長 平成16年６月　当社取締役 当社店舗運営本部長 平成21年６月　当社常務取締役（現任） 平成23年10月　当社総務本部長（現任）	24,300株
4	からたにやすお 柄谷康夫 （昭和35年６月１日生）	昭和54年３月　当社入社 平成16年４月　当社第３店舗運営グループマネジャー 平成18年４月　当社第２商品グループマネジャー 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成22年10月　当社商品本部長 平成25年６月　当社開発本部長（現任）	7,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	さざなみ　てる　ひさ 漣　照　久 （昭和32年７月19日生）	昭和55年３月　当社入社 平成18年４月　当社第１商品グループマネジャー 平成19年４月　当社商品副本部長 平成19年６月　当社取締役（現任） 当社商品本部長 平成22年10月　当社経営企画グループマネジャー 平成23年10月　当社財経本部長（現任）	8,000株
6	あおき　たもつ 青木　保 （昭和31年４月19日生）	平成２年４月　当社入社 平成14年５月　当社財経グループマネジャー 平成18年10月　当社経営企画グループＰＪグループマネジャー 平成19年６月　当社取締役（現任） 当社財経本部長 平成23年10月　当社経営企画グループマネジャー（現任）	11,000株
7	しずかわ　としお 静川　俊夫 （昭和24年10月４日生）	平成17年11月　兵庫県警察本部警備部参事官兼公安第一課長 平成19年３月　兵庫県尼崎東警察署長 平成21年３月　兵庫県警察学校長 平成22年４月　当社入社　渉外グループ顧問 平成22年６月　当社取締役（現任） 当社渉外グループマネジャー（現任）	3,500株
8	おおさき　みさお 大崎　操 （昭和31年12月17日生）	昭和54年４月　株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成14年10月　株式会社ＵＦＪ銀行伊丹支店長 平成18年12月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行リテール業務リスク統括部上席調査役 平成22年２月　当社入社 平成22年６月　当社財経グループマネジャー（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任）	3,279株
9	おかひでお 岡秀夫 （昭和32年７月29日生）	昭和51年３月　当社入社 平成20年10月　第２店舗運営グループマネジャー 平成23年３月　第１商品グループマネジャー（現任）	4,400株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たにむら　とおる 谷村　徹 （昭和28年４月12日生）	昭和51年３月　当社入社 平成14年５月　当社販売促進グループマネジャー 平成18年４月　当社開発グループマネジャー 平成19年６月　当社取締役 平成20年10月　当社開発本部長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	35,400株
2	もり　しげお 森　薫生 （昭和29年９月26日生）	昭和57年４月　弁護士登録（現在に至る） 辻中法律事務所入所 昭和63年１月　辻中・森法律事務所パートナー 平成11年４月　森薫生法律事務所（現 高麗橋中央法律事務所）所長（現任） 平成19年６月　当社監査役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 高麗橋中央法律事務所所長 サノヤスホールディングス株式会社社外取締役 岩井コスモ証券株式会社社外監査役	5,700株
3	ふくいきみこ 福井公子 （昭和27年６月10日生）	平成21年３月　兵庫県警察本部生活安全部 生活安全特別捜査隊副隊長事務代理 平成23年９月　同 少年捜査課調査官 平成25年４月　同 少年育成課次席兼調査官	0株
4	むれいえみこ 牟禮恵美子 （昭和44年１月11日生）	平成４年４月　中央新光監査法人入所 平成７年３月　公認会計士登録（平成17年５月まで） 平成18年２月　公認会計士再登録（現在に至る） 牟禮公認会計士事務所所長（現任） 平成19年４月　兵庫県立大学大学院会計研究科特任准教授 平成21年４月　同大学大学院会計研究科准教授 平成24年４月　青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 牟禮公認会計士事務所所長 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．森薫生氏、福井公子氏および牟禮恵美子氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、森薫生氏、福井公子氏および牟禮恵美子氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
４．森薫生氏は、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社の業務執行に直接関わった経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と実績を有しており、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。当社は、同氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、第２号議案が承認可決されることを条件として、同契約をあらためて同氏と締結する予定であり、当該契約の責任限度額は法令で定める額であります。同氏の重要な兼職の状況において、サノヤスホールディングス株式会社社外取締役については平成27年６月下旬に就任の予定のものであり、サノヤス造船株式会社社外監査役については同時期に退職予定のため記載しておりません。
５．福井公子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社の業務執行に直接関わった経験はありませんが、公務員としての豊富な経験と実績を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。当社は、第２号議案が承認可決されることを条件として、同氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約の責任限度は法令で定める額であります。
６．牟禮恵美子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社の業務執行に直接関わった経験はありませんが、公認会計士および大学教員としての豊富な経験と実績を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。当社は、第２号議案が承認可決されることを条件として、同氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約の責任限度は法令で定める額であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、平成３年６月25日開催の第32期定時株主総会において、年額３億円以内としてご承認いただいておりますが、当社は第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額３億円以内と定めることといたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は９名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。）は９名となります。

本議案の内容は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額５千万円以内として定めることといたしたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

以上

メ　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 略 図

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

伊丹市立文化会館（いたみホール）　大ホール
兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目１番３号

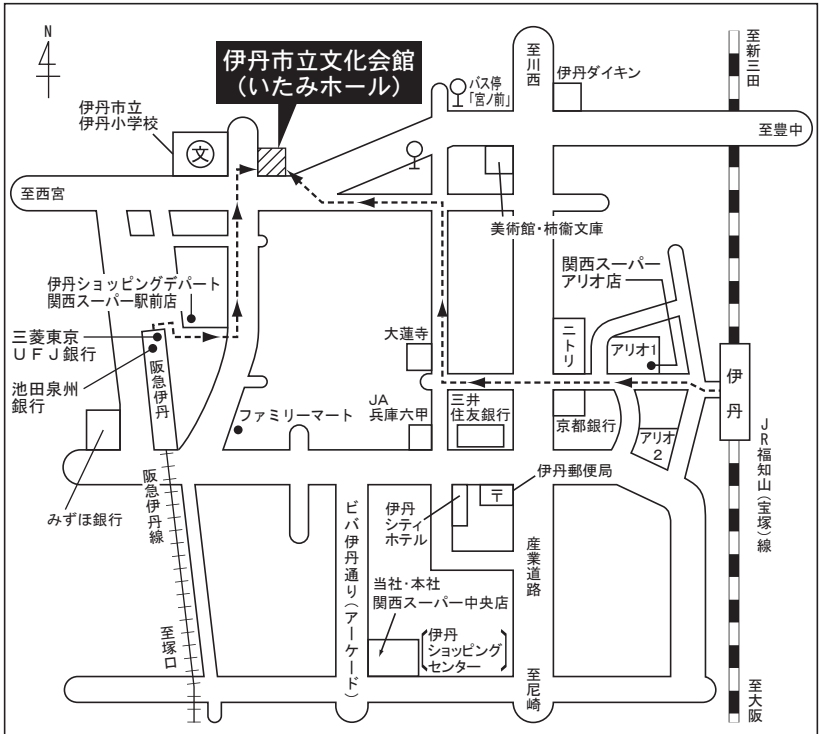

＜交通のご案内＞
・阪急伊丹駅より北へ徒歩約３分
・ＪＲ伊丹駅より西へ徒歩約８分
（お願い）
※総会当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

《お願い》ご来場の株主様に些少ながら記念品をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人に対し１個とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。